

2019年6月

被保険者・被扶養者の皆様へ

JVC ケンウッド健康保険組合

理事長 今井 正樹

減額査定通知について

皆さんが医療機関で受診しますと、窓口で保険証を提示して、医療費の一部を自己負担します。医療機関は残りの医療費を健康保険組合に対し、その診療の内容に応じた請求書（診療報酬明細書（レセプト））を発行しますが、レセプトの内容が適正かどうか、審査支払機関で審査するしくみになっています。当健康保険組合では、審査結果、減額され、かつ受診者の医療機関等の窓口負担額に1万円以上の減額が生じた方に対して、「減額査定」のお知らせをします。これを「減額査定通知」と言います。

今回は、この減額査定通知の詳細についてお知らせしますので、健康保険組合より通知が届いた場合の対応にお役立てください。

1. 減額査定通知とは

審査支払機関は、医療機関から提出された診療報酬明細書（レセプト）の記載内容に誤りや保険診療ルールに適合しているかどうかなどを審査し、適正でないと判断された場合には、医療費を減額して健康保険組合に請求します。これを「減額査定」といいます。

しかし、皆様が医療機関窓口で支払った自己負担額は多く支払ったままです。

健康保険組合では、厚生労働省が示す「窓口での自己負担額に対し、1万円以上の減額が判明したもの」を基準とした対象者へ減額査定があったことのお知らせすることになっています。

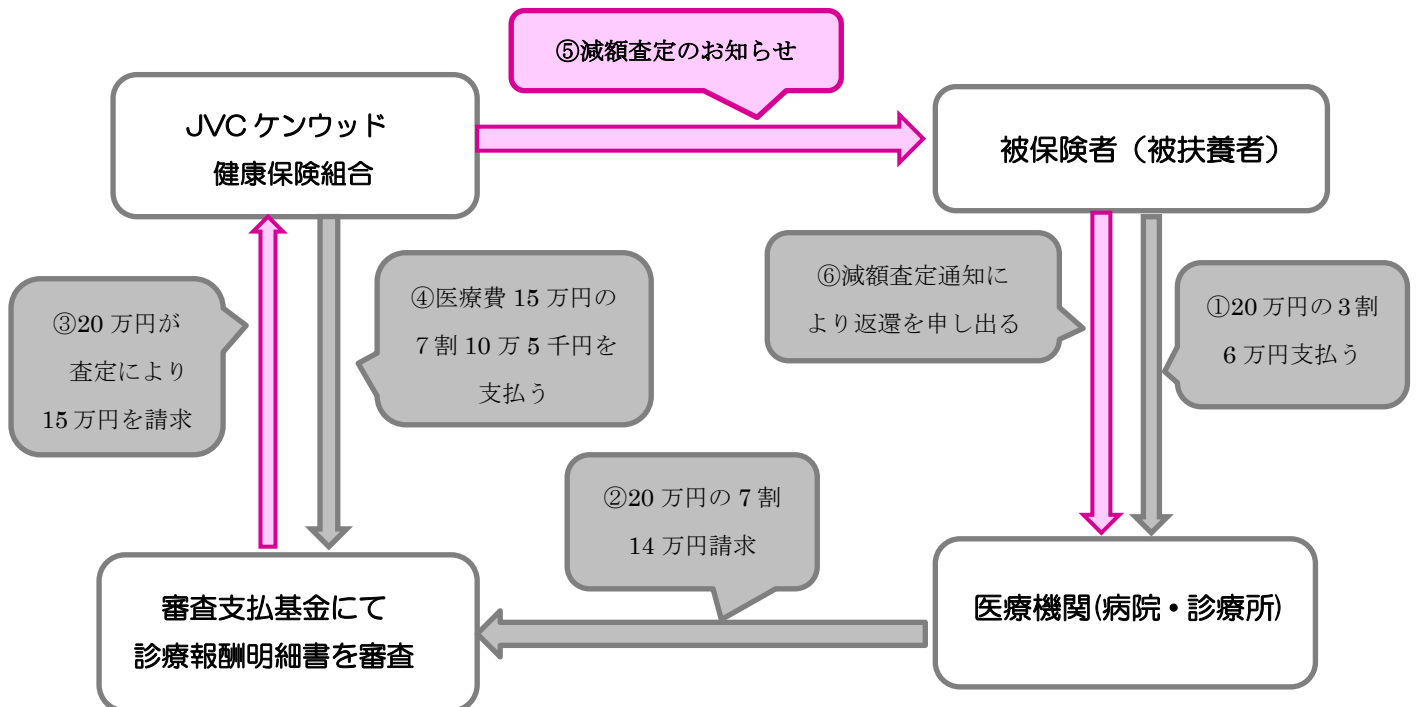
当健康保険組合では **KOSMO Web 医療費照会** にてお知らせをしています。減額査定の対象となる場合は、「医療費照会」の通知内の該当する医療費情報の摘要欄に「減額査定」と表示されます。併せて、平成25年10月診療分より対象者には文書にて通知いたします。（対象となる方は、非常に少ない通知です）

<医療費照会サンプル画面>

治療を受けた方	診療年月	入院・通院の区分	日数または回数	医療費の総額	健保組合が支払った額	国や都道府県等が支払った額	あなたが支払った額	摘要
健保 花子	2013年10月	歯科 加藤歯科医院	2	150,000円	105,000円	0円	45,000円	減額査定
健保 花子	2013年09月	歯科 加藤歯科医院	1	4,520円	3,164円	0円	1,356円	
健保 花子	2013年08月	歯科 加藤歯科医院	2	8,140円	5,698円	0円	2,442円	
健保 花子	2013年07月	歯科 加藤歯科医院	2	10,540円	7,378円	0円	3,162円	

2. 減額査定された場合の具体例

窓口自己負担額3割の方が、医療費 20 万円が「減額査定」されて、15 万円になった場合



- ① 20万円の医療費に対して、被保険者（被扶養者）は自己負担額3割 6万円支払う
- ② 医療機関は審査支払基金へ7割の14万円請求する
- ③ 審査支払基金にて内容審査して、総医療費を15万円と減額査定した金額を健保へ請求
- ④ 健保は請求された医療費15万円の7割 10万5千円を支払う
- ⑤ 窓口での自己負担額が1万円以上（自己負担6万円-15万円×0.3=1万5千円）の減額が判明し、対象者へ通知する
- ⑥ 「減額査定通知」に基づき、医療機関へ返還の申出をする。医療機関が認めた場合は、一部返還される

3. 減額査定通知が届いた場合の対応

「減額査定」の通知は、皆さんが医療機関へ医療費の返還の申し出をする足がかりにさせていただいたためのお知らせです。通知があった場合は、皆さまがこの通知書を医療機関へ持参して、直接申し出され、ご相談される事により、窓口で支払った一部負担金（3割、義務教育未就学児 2割）の一部が返還される場合があります。但し、皆様と医療機関との相談となり、健康保険組合が介入する事は出来ません。また、医療機関から審査支払基金に対して、減額された医療費について再審査などの申し出が行われた場合は、直ちに返還されません。

4. 実際に医療機関から払い戻しを受けた場合の対応

医療費の返還を申し出たことにより、医療機関から医療費の返還金を受け取られた場合は、**当健康保険組合へ必ずお申し出下さい**。返還対象の診療報酬明細書に基づいて、当健保が調査をし、過去に付加金を支払っていた場合は、当健保より対象者へ付加金等の返還請求する場合がありますことをご了承願います。

以 上

本件に関する問い合わせ先

JVCケンウッド健康保険組合 佐々木

外線：042-646-5244 内線：8-31-22413